



貨物利用運送事業法

【事業の種別等の揭示】

令和6年4月1日現在

株式会社トランスコンテナ

種別	利用運送事業の種類	内 容	
第1種	外航海運	業務の範囲	一般事業
		利用運送事業の区域又は区間	国内 東京、横浜、清水、名古屋、大阪、神戸、その他地方港
			国外 ヨーロッパ、アフリカ、アジア、北米、中南米、オセアニア各地域
	約款	個別認可約款	
	内航海運	業務の範囲	一般事業
		利用運送事業の区域又は区間	全国各港間
		約款	標準内航利用運送約款(平成31年国土交通省告示第320号)
	貨物自動車	業務の範囲	一般事業
		利用運送事業の区域又は区間	全 国
約款		標準貨物自動車利用運送約款(平成31年国土交通省告示第320号)	
第2種	外航海運	業務の範囲	一般事業
		利用運送事業の区域又は区間	国内 東京、横浜、清水、名古屋、大阪、神戸、その他地方港
			国外 ヨーロッパ、アフリカ、アジア、北米、中南米、オセアニア各地域
		貨物の集配の拠点	国内 東京、横浜、清水、名古屋、大阪、神戸、その他
			国外 ヨーロッパ、アフリカ、アジア、北米、中南米、オセアニア各地域
	約款	個別認可約款(※)	
	鉄道	業務の範囲	一般事業
		利用運送事業の区域又は区間	拠点駅 東京貨物ターミナル駅
仕向駅 日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅			
約款		標準鉄道利用運送約款(平成31年国土交通省告示第320号)	

・ (※)個別運送約款は、当社HP上に全文を掲載しております。

https://www.tcl.jp/wp-content/themes/tcl/Assets/Files/documents/BL_en_new.pdf

・ 運賃及び料金は、消費者を対象としないため省略しております。